

みんなで守り、みんなを守る「沼田市SNSルール」

SNS…ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。メール、掲示板、無料通話アプリ、ゲーム、画像投稿サービスなど、ネットワーク上のコミュニケーション機能をもったサービス全般を指す。

「沼田市SNSルール」策定の趣旨

沼田市教育委員会、沼田市小中学校PTA連合会、沼田市小中学校長会協議会では、沼田市内の子どもたちが、いじめや犯罪などのネットトラブルに巻き込まれないようにするとともに、学習や健康面への悪影響を防ぐため、「大切な子どもをインターネットトラブルから守るために！」というリーフレットを発行して、情報社会での適正な活動と呼びかけてきました。また、平成28年1月には実態調査を行い、スマートフォンや携帯情報端末の所持率や利用状況、SNSによるトラブル、ネット利用に関する家庭でのルールづくりなどを把握しました。

インターネットは、今や生活する上でたいへん便利なツールとなっており、これからの情報社会を生き抜く子どもたちには、パソコンや携帯情報端末を上手に使いこなすスキルも不可欠ですが、それ以上に求められているのが「情報モラル」をしっかりと身に付けることです。だからこそ、携帯情報端末の所持についてきちんと判断することや、インターネット利用全般に関するメリットとリスクを正しく認識し「賢く安全に使える」ようにすることが大切です。

そこで、「みんなで守り、みんなを守る『沼田市SNSルール』」を策定し、学校や家庭でのルールづくりを呼びかけていきます。学校・家庭・地域が連携して、「自分・友情・未来」を守っていきましょう。

携帯情報端末…スマートフォン、携帯電話、デジタルメディアプレーヤー、タブレット端末など

ネット利用に関する気になる実態

有害サイトを閲覧している

視力が低下している

ゲーム機から課金して数万円請求された

ネット上で知り合った人と実際に会った

「持っていないといじめられる」と言われた

携帯ゲーム機を手放せない

ネット上に悪口を書き込まれた

夜遅くなっても返信を求められるので困る

週末の予定をSNSで確認し合っている



ネット利用に関する大人の願い

- ・ 情報社会で適正な活動ができる考え方や態度を育てたい
- ・ 学校や学級単位でルールを決めてほしい
- ・ 必要のない携帯情報端末は持たせたくない
- ・ 危険性や機能制限など、親も知識を身に付けたい
- ・ 親が責任をもち、家庭で子どもとルールをつくるなど、安全面に気を付けていきたい
- ・ 市内統一のルールを定め、地域全体でトラブルをなくしたい
- ・ 上手な使い方、マナーやモラルなどを身に付けさせたい



「沼田市SNSルール」策定に伴う情報モラル教育の推進

1. 「沼田市SNSルール」の特徴

- 「みんな(子ども・保護者・学校・地域)」で、市内統一のルールを守ることにより、「みんな(沼田市内の子どもたち)」の「自分・友情・未来」を守る。



- 「沼田市SNSルール」をもとに、児童生徒が主体となった話し合いを行い、「学校ルール」をつくったり、家庭でのルールづくりを呼びかけたりする。



2. 心と知恵を磨く情報モラル教育

- 自分を律し適切に行動できる正しい判断力、相手を思いやる心、ネットワークをよりよくしようとする公共心を育成する。【心を磨く領域】
- 情報の収集や判断、処理、発信などの情報活用能力を育成する。【知恵を磨く領域】

3. 教職員や保護者の研修と共通理解

- 児童生徒の実態や影響に係る最新情報の入手に努め、それに基づいた適切な指導に配慮する。
- 外部指導者や既存の教材等の活用、家庭や地域との連携について、組織的、系統的、継続的に進める。
- 教職員自身がSNSの適切な利用者となる自覚をもったり、人権感覚を高めたりする。

沼田市教育委員会としてのお願い

○「自分」を守るために

- ・必要のない携帯電話やスマートフォンを持たない（持たせない）ようにしましょう。
- ・携帯情報端末には、機能制限（ペアレンタルコントロール）やフィルタリングサービスを適切に設定し確認しましょう。（フィルタリングサービスを設定しただけでは効果がありません）

○「友情」を守るために

- ・相手の立場に立って考え、見た人が傷ついたり不愉快に感じたりする言葉を使わないようにしましょう。
- ・小学生は夜9時以降、中学生は夜10時以降、保護者が携帯情報端末を管理しましょう。

○「未来」を守るために

- ・個人情報（氏名・住所・画像など）を、ネット（SNS等）に載せないようにしましょう。
- ・学校や家庭で話し合い、「SNSルール」をつくりましょう。

学校・家庭におけるルールづくりのポイント

インターネットでは多くの有益な情報が提供され、便利に活用できるというよさがあります。一方、有害情報を「簡単に閲覧する」「個人情報を載せる」、また、「勝手に利用登録する」「人を不愉快にする言葉を書き込む」などして、トラブルに巻き込まれるケースも発生しています。そこで、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」が施行されました。この法律では、社会全体で子どもを有害情報から守る取組を求めています。

携帯情報端末を適切に利用するためには、「本当に必要かどうか」「必要ならば、どんな使い方をするのか」などについて話し合い、ルールを決めておくことが大切です。また、ルールを決めるときや生活実態（子どもの経験や理解度、必要性など）に応じてルールを変更していくときにも、話し合っ決めて「コミュニケーション」が重要になります。下記の具体例を参考に、子どもの実態や家庭環境に合わせ、無理のないルールづくりを考えてみましょう。

ルールの例

- 利用目的や使い方を決める
- 利用時間や場所を決める
- 食事中は使わない
- 携帯情報端末の購入や契約にあたっては親子で話し合っ決めて決める
- 携帯情報端末の保管場所を決める
- 寝るときは電源を切り、返信や投稿をしない
- 携帯情報端末は学校ルールを守る
- 夜〇時以降は情報通信をしない
- 悪意のあるグループをつくらない
- 友だちを仲間外れにしない
- 個人情報や悪口を書き込まない
- 誰にでも見せられる情報・言葉しか書き込まない
- 親の知らないネット上の知人に会わない
- 知らない人からの書き込みは無視する
- 困ったときは必ず親に相談する
- 時々、話し合っ決めてルールを見直す



みんなで守り、みんなを守る「沼田市SNSルール」

自分じぶんを守るために

必要ひつようのない携帯電話けいたいでんやスマートフォンわを持たない
(持たせもない)ようにしましょう

1

携帯情報端末けいたいじょうほうたんまつには、機能制限きののうせいげん(ペアレンタルコントロール)や
フィルタリングサービスてきせつを適切せつていに設定せつていしましょう

2

友情ゆうじょうを守るために

相手の立場あいてたちばに立たって考かんがえ、見みた人が傷きずついたり
不愉快ふゆかいに感かんじたりする言ことばを使つかわないようにしましょう

3

小学生しょうがくせいは夜9時よるじゅうこう以降ちゅうがくせい、中学生ちゅうがくせいは夜10時よるじゅうこう以降しょうがくせい、
保護者ほごしやが携帯情報端末けいたいじょうほうたんまつを管理かんりしましょう

4

未来みらいを守るために

個人情報こじんじょうほう(氏名しめい・住所じゅうしょ・画像がぞうなど)を、
ネットのに載のせないようにしましょう

5

学校がっこうや家庭かていで話はなし合あい、
「SNSルール」をつくりましょう

6



がっこう
学校のルール

○ _____

○ _____

○ _____

○ _____

○ _____

○ _____

かてい
家庭の
ルール

○ _____

○ _____

○ _____

○ _____

○ _____

○ _____